

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・予防接種の実施後、被接種者及び接種年月日、接種内容等を記録する。 ・予防接種の対象者より、接種費用の負担区分に応じた実費の徴収を行う。 ・転入者の接種記録の調査が必要となった際、情報提供ネットワークシステムを経由し、他市区町村が保有する接種記録に対する情報照会を行う。 ・健康被害救済に関する事務 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、特定個人番号利用事務を処理するために、他の別表行政機関から特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
- (2)予防接種特定個人情報ファイル
- (3)健康管理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、27、28】 (情報照会の根拠) ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、27、28】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康ほけん課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3785

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第13条	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(16の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康ほけん課長 湯谷 静也	健康ほけん課長	事後	人事異動に伴う修正
	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	IVリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	評価の再実施(R4.5)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(16の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(16の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	評価の再実施(R4.5)
令和4年5月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.5)
令和4年5月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.5)
令和5年5月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・予防接種の実施後、被接種者及び接種年月日、接種内容等を記録する。 ・予防接種の対象者より、接種費用の負担区分に応じた実費の徴収を行う。 ・転入者の接種記録の調査が必要となった際、情報提供ネットワークシステムを経由し、他市区町村が保有する接種記録に対する情報照会を行う。 ・健康被害救済に関する事務 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	評価の見直し(R5.5)
令和5年5月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の見直し(R5.5)
令和5年5月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の見直し(R5.5)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・予防接種の実施後、被接種者及び接種年月日、接種内容等を記録する。 ・予防接種の対象者より、接種費用の負担区分に応じた実費の徴収を行う。 ・転入者の接種記録の調査が必要となった際、情報提供ネットワークシステムを経由し、他市区町村が保有する接種記録に対する情報照会を行う。 ・健康被害救済に関する事務 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・予防接種の実施後、被接種者及び接種年月日、接種内容等を記録する。 ・予防接種の対象者より、接種費用の負担区分に応じた実費の徴収を行う。 ・転入者の接種記録の調査が必要となった際、情報提供ネットワークシステムを経由し、他市区町村が保有する接種記録に対する情報照会を行う。 ・健康被害救済に関する事務 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、特定個人番号利用事務を処理するために、他の別表行政機関から特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	事務変更（R6.4）
令和6年6月14日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条	1. 番号法第9条第1項及び別表14の項	事後	法改正による（R6.5）
令和6年6月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（16の2の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第12条の2 （情報照会の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの（16の2の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務」となっているもの（17、19の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの（18の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	（情報提供の根拠） ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、27、28】 （情報照会の根拠） ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、27、28】	事後	法改正による（R6.5）
令和6年6月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782	事後	機構改革による修正（R6.4）
令和6年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

[illegible]